

新宮市立医療センター面会規程

1. 目的

本規程は、患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上、および円滑な退院支援の実現のため、家族等による面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院では、入院患者と家族等との面会が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策、防犯対策、その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会について

面会は、主治医の許可を得た上で、以下のルールに基づき実施するものとする。

面会者	事前に許可を得た方【ご家族等】 ※発熱、咳、風邪症状、下痢症状等、体調不良の方を除く。
面会時間	午後2時～午後7時 1日1回15分程度
人数	1回2名まで
場所	病室又はデイルーム等 ※大部屋での面会時は、同室者に配慮すること。
遵守事項	・面会前には、手指消毒を行うこと。 ・面会時には、咳エチケットを遵守すること。 ・飲食物の持ち込みは、病院のスタッフの指示に従うこと。 ・生花等は持ち込まないこと。 ・大声での会話や長時間の滞在を避けること。 ・他の患者や医療行為の妨げとなる行為を行わないこと。 ・医療機器への接触・操作は行わないこと。 ・病棟内での飲食・撮影・録音、その他病院が不適當と認める行為を行わないこと。 ※上記に違反した場合又はその恐れがあると認められる場合は、直ちに面会を断ることができる。

4. 面会制限

以下の状況に該当し、患者の安全確保のために必要と認められる場合に限り、面会制限を検討する。

- ・地域で感染症が蔓延しており、院内で感染拡大が見込まれる場合。
- ・院内でクラスターが発生した場合等、感染拡大のリスクが高いと判断される場合。

- ・その他、院長が必要と認めた場合。

5. 代替手段

対面での面会が困難な場合は、代替手段の活用に努める。

6. 面会の特例

以下の場合、病院は必要な配慮を行うものとする。

- ・病状説明、退院支援、意思決定支援が必要な場合。
- ・終末期・重篤時・急変時等、患者及び家族への支援が特に必要な場合。
- ・認知症、せん妄、精神的動揺等により、家族等の関わりが療養上重要な場合。
- ・その他、病院が必要と認める場合。

7. 周知

本規程は、院内掲示及び病院ホームページへの掲載により周知する。

8. 規程の見直し

- ・本規程は、感染症流行状況、法令・通知、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に内容の見直しを行うものとする。
- ・本規程の制定及び改訂は、関係部署の意見を踏まえた上で、感染対策委員会等の承認を得て決定する。

附 則

本規程は、令和8年6月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和8年7月6日から施行する。